



2025年5月26日

各 位

会社名 株式会社テレビ朝日ホールディングス  
代表者名 代表取締役会長 早河 洋  
(コード番号：9409、東証プライム)  
問合せ先 取締役 角南 源五  
03-6406-1115

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、複数の株主より、2025年6月27日開催予定の第85回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主 59名からの共同提案。

2. 本株主提案の内容および理由

(1) 議題

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 定款の一部変更の件
- 第5号議案 定款の一部変更の件

(2) 議案の要領および提案の理由

別紙に記載のとおりです。

なお、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を原文のまま掲載しています。

### 3. 株主提案に対する取締役会の意見

#### (1) 第1号議案「定款の一部変更の件」

##### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

##### ② 反対の理由

当社ではコーポレートガバナンス・コードに従って、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう努めております。

こうした中で、取締役会では、多様な視点を取り入れることが企業価値の向上に繋がるとの認識のもと、女性活躍推進を重要な経営課題の一つとして位置づけております。

また、取締役の候補となる経営幹部・管理職層において積極的に女性を登用し、それらの者が活躍しやすい職場環境の整備や、多様な人材が能力を最大限に発揮できる企業文化の醸成に向けた取り組みを続けております。

具体的には、2022年から人的資本に関する方針を定め、その中で多様性の確保として役員を含む女性管理職比率を2030年度に30%とすることを公表し、着実に進捗しております。

また、監査等委員である取締役を除く取締役の選任については、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会より、候補者の答申を受けて、取締役会が取締役候補者を選任しておりますが、重要な経営課題である女性活躍推進は、この選任過程においても強く意識されており、本年株主総会において、当社が提案する取締役候補者全員が選任された場合、女性の取締役比率は21.4%となります。

なお、事業環境や経営課題、ステークホルダーの要請などに対して、性別を問わず多様な人材と視点で対応していくことは、企業の持続的な成長に欠くことのできない重要な要素であります。取締役会メンバーについては、どのようなスキルを持つ人材で構成されるべきかも含め、その時々々の経済環境や経営課題に応じて、対応力や適応力の面から柔軟性も備えるべきです。

政府の目標も2030年までに取締役会メンバーの女性の比率を30%以上とすることとしており、一定数の女性を選任することを求めています。また、定款に女性取締役の人数を固定的に規定すると、適任者の不在や、選任後の辞任等により、定款に定める人数を欠くことになった場合、定款違反の状況が生じてしまうリスクがあります。

私どもは、多様な価値観とスキルを備えた人材の積極的な登用、そのための環境の整備・企業風土の醸成をすすめながら、政府の目標でもある2030年までに女性役員の比率を30%以上とする目標達成にまず、注力したいと考えております。

株主様からの今回のご提案は、企業価値向上に向けた真摯なご提案であると理解いたしますが、私ども取締役会は、以上のような考え方に基づき、ご提案には反対いたします。

(2) 第2号議案「定款の一部変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

選挙報道につきましては、昨年の都知事選や衆院選、兵庫県知事選などにおいて、当社のみならずテレビ報道全般に対し、政治的公平性を強く意識するがあまり、特に公示日・告示日後の報道で有権者に対して有用な情報を十分に提供できていなかったのではないかと、との批判があったことは、当社としても認識しております。

このため、株式会社テレビ朝日（以下、「テレビ朝日」といいます）報道局では、これまでの選挙報道を見直し、新たな選挙報道に関する指針を策定して選挙期間中であっても有権者の判断に資する情報は積極的に報じるとともに、有権者の興味関心に真摯に向き合って視聴者の期待に応えようと考えております。また、SNS上の虚偽情報・真偽不明情報についてのファクトチェックについても、積極的に検証し報じることとしています。

こうした点からも、選挙時における積極的な情報提供などは、定款に定めるまでもなく、テレビ朝日報道局およびANN系列として自主自律的に始めようとしております。このため、株主様ご提案のような定款への記載は必要ないものと考えています。

また、当社の事業子会社であるテレビ朝日はその事業目的のひとつとして、「放送法による基幹放送事業および一般放送事業」を営むこととしており、これに基づいて、報道・情報番組のほかドラマやバラエティ番組など広範かつ様々な番組を放送しております。株主様のご提案のような形で特定の領域、対象について限定する事項を、目的事項として追加することは、定款が果たすべき機能からも必ずしも適切でないと考えます。

さらに、様々な番組が放送法の目的・趣旨に基づいて放送されていることは現行の定款の規定からも明らかであり、今回の株主様からの提案の趣旨は、現行の定款およびこれを踏まえた私どもの対応で十分に果たされていると考えます。

株主様からの今回のご提案は、私どもの企業活動に対する真摯なご提案であると理解いたしますが、私ども取締役会は、以上のような考え方にに基づき、ご提案には反対いたします。

(3) 第3号議案「定款の一部変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社では、過去に「公権力からの圧力、介入があった場合」は、一切ないと考えております。また、株主様が提案の理由において引用されている書籍には、あたかもテレビ朝日が公権力からの圧力、介入を受けて対応したかのような記述がありますが、そのような事実はございません。

なお、提案の理由においては、書籍の記述が「事実でないなら抗議に値する」旨述べられております。しかし、当該書籍が出版されたのは、当該書籍が記述の対象としている放送がなされてから2年以上経過した後であるところ、それまでの間に当該書籍の記述と同様の内容が他メディアで報じられており、これに対してテレビ朝日の見解も繰り返し説明してまいりました。また、出版から現時点で8年を経過していることや、書籍での表現は著者の個人的な見解であることなどから、これから改めて抗議をするような性質のものでもないと考えております。

当社の事業子会社であるテレビ朝日は、すでに番組づくりの指針である「テレビ朝日『放送番組基準』」を策定し、番組および広告の企画、制作、実施に当って守るべき基準と限界をまとめた「民放連放送基準」に則ることで、政治的権力に迎合せず、自主・自律の姿勢で適正な放送が行われるためのルールを確立し、その徹底を図っております。

当社グループの放送事業は、放送という一連の業務執行として、会社法に基づき、放送法はもとより諸法令に適合していることを確保するための体制のもとで行われております。今回の株主様のご提案にあります「公権力からの圧力、介入」の定義が不明確である中、業務執行行為の一部をことさらに切り出して定款において義務付けることは、業務の適時適切な執行を著しく阻害するものと考えます。

株主様からの今回のご提案は、私どもの企業活動に対する真摯なご提案であると理解いたしますが、私ども取締役会は、以上のような考え方にに基づき、ご提案には反対いたします。

(4) 第4号議案「定款の一部変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社を含むテレビ朝日グループでは、公益通報者保護法を遵守するとともに、コーポレートガバナンス・コードに記載のある「内部通報にかかる適切な体制整備」のため、「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づいて、景品表示法を含む法令・定款・会社規則の違反やハラスメント行為などの企業倫理にもとる行為について、相談・報告をした通報者の保護および通報対象事実の適正な処理のための仕組みを定めております。

具体的には、役職員等に向けた通報窓口を社内および外部に設置し、「相談者および調査関係人に対し、調査に協力したことを理由としていかなる不利益な取り扱いも行っていない」など、通報者を保護する措置を取っております。

また、同規程では、調査の結果、コンプライアンス違反等が明らかになった場合、速やかに是正措置および再発防止策を講じるよう義務付けております。

さらに、テレビ朝日の報道局内には「放送倫理ホットライン」を設置しており、こちらも情報管理を徹底して通報者を保護した上で、放送上問題が生じた、あるいは生じる恐れがある事態に適切に対処、是正する体制を整えております。

提案理由にある2つの番組ですが、昨年もお答えしました通り、情報番組において、様々な情報を取り扱う際、独自に取材し構成しますが、出版・新聞・インターネットをベースにした企画コーナーもあります。ご指摘の番組の件は、こうした範疇に入るものと考えております。

各番組において商品を取り上げて紹介することは、視聴者の皆様への有益な情報提供として行っているものです。放送に至る過程では、コンテンツ編成局など関係部署において、「広告と番組の混同の疑い」が生じないよう厳しくチェックしているほか、万一、そのような番組を放送した場合は、速やかに情報共有し、再発防止策を検討、実施する体制を整えております。

株主様からの今回のご提案は、私どものガバナンスの強化に向けた真摯なご提案であると理解いたしますが、私ども取締役会は、上記の通りすでに整備が進められていることから、ご提案には反対いたします。

(5) 第5号議案「定款の一部変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

テレビ朝日放送番組審議会の委員の委嘱について、放送法では、「学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する」と規定されるのみで、任期や女性委員の比率などの要件の定めはございません。

委員を委嘱する際には多様性を非常に重視しており、現在は9人の委員のうち4人が女性で、女性の比率は4割を超えております。

テレビ朝日は、放送番組審議会規程により「委員の任期は1年とする。但し重任を妨げない。」としております。テレビ朝日の放送番組数は150にも及ぶことから、これらの番組を対象にご審議などをいただくには、一定期間、委員に在任していただく必要があると認識しているためです。

テレビ朝日系列全体の放送番組審議会を活性化させるため、「系列24社放送番組審議会委員代表者会議」など他の系列にはない取り組みを行っております。その中核となるテレビ朝日の放送番組審議会の委員長には議長として広い見識と実行力、経験を有することが必要となります。

トラブルなどが発生した際には委員長の提案で急遽、議題を差し替えてその問題についての審議を行っています。こうした提案ができるのは委員長の経験と実行力があるからです。

委員の皆様は、放送法で求められている放送番組の適正化を図るという放送番組審議会の職責を十分に果たしていると考えております。

委員の任期や男女構成を一律に定めてしまうと、その時々での放送を取り巻く状況や課題に応じて必要な専門性や経験を持つ人材を柔軟に選任することが難しくなる可能性があります。ひいては放送番組の適正化を図るという放送番組審議会の機能を損ないかねません。

株主様からの今回のご提案は、企業価値向上に向けた真摯なご提案であると理解いたしますが、私ども取締役会は、以上のような考え方にに基づき、ご提案には反対いたします。

以上

(別紙)

「議案の要領および理由」

提案株主から本年4月18日に提出された株主提案書面の該当箇所を原文のまま掲載しています。

第1号議案

1 取締役等の女性割合増加により会社の改善を図る定款の追加

株式会社テレビ朝日ホールディングス(以下「本法人」とする)定款第18条①の「本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、20名以内とする」に「うち6名以上は女性とする」を追加し、同条②の「本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする」に「うち2名以上は女性とする」を追加する。

2 提案の理由

本法人をはじめテレビ業界においては、常勤役員・管理職の大部分を男性が占め、人事権・予算配分において「男社会」の発想で経営が運営されてきた。報道機関は民主主義社会を構成する基幹であって、国内外の価値観の普及をリードすべき立場にある。

ジェンダーフリーは世界的潮流であり、SDGs(持続可能な開発目標。2016年から2030年の間に達成を目指す国際目標)の中にも取り入れられている価値である。報道機関として、この発想を体現するために、会社の意思決定・執行機関の構成者に女性を一定程度以上登用すべきである。とりわけ、他局で発生した性的事件に対する第三者委員会報告書には、広くテレビ局の風土への疑念が呈されており、本法人こそ、率先して女性の視点を取り入れ、これまでのテレビ局の在り方を見直し、改革を図る姿勢を社会に示して欲しいという理由から定款の任意的記載事項である定款18条に上記の追加を提案する。

第2号議案

1 選挙時における積極的な情報の提供及び虚偽情報・真偽不明情報の監視に関する株主提案(定款の追加)

「選挙時に積極的な情報提供をすること」および「虚偽情報・真偽不明情報について積極的な監視(ファクトチェック)を行うこと」を本法人の定款第2条「目的」に新しく追加する。

2 提案の理由

この10年間でみても国政選挙の公示後の選挙報道はテレビ全体で半減している。電波を私企業が占有できるのは民主主義を維持・発展させる役割をテレビ、特に報道番組が担うからである。民主主義が最大限に求められる選挙期間にこそ正確かつ多様な報道が求められている。

近時、SNSの発達により、虚偽情報・真偽不明な情報が流布され、とりわけ選挙時においては有権者の判断への悪影響について強い危惧の念が示され、その是正の必要性が叫ばれている。真実の追求を日常的に行い、視聴者に正確な情報を提供する立場にあり、

圧倒的な情報収集能力を持つ本法人においてこそ、ファクトチェック(情報の虚実のチェック)・虚偽情報の流布の防止を行い、有権者にそれらの情報を積極的に示すことは、今日的な報道機関の使命である。そのことが視聴者からも多いに期待されている、以上の理由から、定款の目的規定に上記文言を新しく追加することを提案する。

### 第3号議案

#### 1 政権に付度しない公正な報道を目指すことを宣言する株主提案(定款の追加)

テレビ朝日の個別番組に対して、公権力からの圧力、介入があった場合はその事実、並びにそれに対してテレビ朝日のとった対応についても HP に公表する旨を本法人の定款に新しく追加する。

#### 2 提案の理由

昨年の株主提案で「報道ステーション」における古賀茂明氏の発言を巡って政権幹部から介入があった旨を指摘して独立した第三者委員会の設置等を求めた。これに対し会社は「ご指摘のような事実は一切ございません」と否定し、株主総会でも篠塚社長はその旨説明した。

だが、この件につき「報道局はパニックに陥」り、「番組終了直後から、篠塚報道局長(当時。現社長)が藤岡信夫政治部長(当時)らと対応策を協議」し、チーフプロデューサーが呼び出されて「なぜあんな発言をさせたのか」とつるし上げられるのを複数のスタッフが目撃したとする文献(古賀茂明著・講談社刊『日本中枢の狂謀』)がある。事実でないなら抗議に値する記述であるが、会社は抗議をしていない(昨年度総会社長答弁)。

今後、権力からの介入の疑念が会社に提示された場合には、会社の応答を HP に報告する義務を定款に定め、介入を抑止するとともに社会の信頼を確保するよう株主提案する。

### 第4号議案

#### 1 広告と番組の混同があったとの疑いが生じた場合には今後の再発防止に関する株主提案(定款の追加)

視聴者が広告と番組とを判別することが困難であるテレビ番組について、民放連の放送基準がある。2023年10月1日に景品表示法が改正され、消費者庁がその運用基準を定めた。万一、広告と番組の混同に関する疑いがある番組が生じたときには「関係者からの通報者の保護およびその制度の整備」「社内においてその是正措置などを講じることに努めること」を本法人の定款に新しく追加する。

#### 2 提案の理由

広告と番組の混同に関する民放連の放送基準が作成され、BPOでもその放送基準に抵触する疑いがあった番組にはその是正勧告が行われている。更に上記の通り景品表示法が一部改正された。昨年の株主総会にテレビ朝日の看板番組である「大下容子ワイドスクランブル」「羽鳥慎一モーニングショー」において幻冬舎の出版物を放送した番組について、独立の第三者委員会の設置を求める株主提案を行った。これに対して取締役会は今般の株主の指摘は「表現方法に対する注意喚起と考え、真摯に受け止め、今後の番組制作に活かす」という趣旨でお茶を濁し株主提案に反対した。

「広告と番組の判別することが困難であるテレビ番組についての疑いがある番組が生じた場

合」には景品表示法も改正されたことも踏まえ、「関係者からの通報者の保護およびその制度の整備」さらに「社内においてその再発防止策などを講じることに努めること」を本法人の定款に追加することを提案する。

## 第 5 号議案

1 「子会社の放送番組審議会の委員の 3 割を女性とする。その委員の任期を延べ最長 10 年とし、委員の互選で選ばれる委員長任期は延べ最長 8 年とする。」との文言を定款第 5 章の「監査等委員会」の章に加え、番組審議会の活性化を図る定款規定を追加する。

### 2 提案の理由

昨年の番組審議会委員任期を 10 年とする株主提案に対し、会社取締役会は番組審議会の運用の「硬直化」をあげて反対したが、硬直化の意味が不明であるだけでなく、役職者の就任が長期化することの弊害は容易に想定されるところ、とりわけ委員長の権限は大きいことから一般委員よりむしろ任期を短くし、委員長に対する本法人による忖度などといった批判を回避する内部の質保証体制を整備することが企業価値を高めることにつながる。公開されている番組審議会概要によれば、現在の委員長は 2006 年 3 月に既に委員となっており、他の委員が全員交代してもなお在任し、委員在任期間は 20 年近い。委員長在任期間は 2014 年 4 月から現在まで続き、100 回以上の審議会を委員長として運営してきた。かかる長期在任がもたらす忖度を不利益とする批判を回避し、女性をはじめ多様な委員で構成することは企業価値を高める。したがって、上記議案を提案する。

以 上